

問い合わせ
市子ども課
☎22-5121

みんなの力で防ごう 児童虐待

子どもの健やかな成長・発達のために、体罰によらない子育てが応援される社会に



児童虐待とは？

児童虐待とは、保護者（親、または親に代わる養育者）によって子どもに加えられる行為です。

《虐待の種類や内容》

[身体的虐待]

叩く、殴る、蹴る、たばこの火などを押し付ける、戸外に長時間しめだす など

[性的虐待]

子どもへの性的行為、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などにする など

[ネグレクト（養育の放棄、怠慢）]

適切な衣食住の世話をせず放置する、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車中に放置する など

[心理的虐待]

言葉による脅かし・脅迫、無視・拒否的な態度、きょうだい間での極端な差別扱い、子どもの目の前で配偶者などに対して暴力をふるう（DV） など



本年4月に児童福祉法などが改正され「体罰は許されないもの」として法定化

《体罰の例》

- 何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
 - いたずらをしたので、長時間正座をさせた
 - 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- しつけの目的は「きちんとした生活習慣や社会のルールなど、自立して生きていくために必要なことを子どもに教えること」です。

わが国では「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。しかし、体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も見受けられます。

今回の法改正は、保護者を罰したり、追い込むことが目的ではありません。体罰によらない子育てを応援するため、子育て中の保護者に対する支援を含めて社会全体で取り組みましょう。



体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします

子どもの頃につらい体験をした人は、脳にさまざまな変化を生じているとの研究結果が報告されています。親は「愛の鞭」のつもりでも、子どもには目に見えない大きなダメージを与えます。

体罰を受けた子どもは、親子関係の悪化、精神的な問題の発生など「望ましくない影響」が大きいと報告されています。

○身の回りで気になる子どもがいたり、自分の子育てに悩んでいる人は、まずご相談ください。子どもの安全・命が最優先です。「おかしい」と感じたら連絡しましょう。

※児童福祉法では、保護や支援が必要な子どもを発見した場合の連絡（通告）を、国民の義務と定めています

相談先・通告先

- 市子ども課（養育、児童虐待、DVなどに関すること）
☎22-5121
 - 市健康推進課（妊娠・出産、母子保健に関すること）
☎22-0179
 - 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189「いちはやく」（通話無料・24時間対応）
 - 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0570-783-189「なやみ・いちはやく」
- ※子どもの生命に危険があると考えられるときは、110番（警察）へ通報を

子どもは周囲への依存を元自立へと向かいます。先生との応答の中で安心して自己発揮していく過程が大切だといわれています。発達に必要な経験はそこから積み重なっていくからです。身近なものから世界を広げていくので「何が好きかな、どんな環境構成がいいかな」と先生は試行錯誤し、保育します。どうぞ保護者の皆さん、子どもの目線で興味・意欲の種を探してみてください。きっとその種は周囲のまなざしや声掛けで大きく膨らむと思います。褒めたり認めたり、場面に合わせ表情や言葉で伝えましょう。園と保護者の皆さんが信頼関係を基盤に役割を確かめながら、新しい子どもの生活を支えていきたいものです。

初めの一步

上中島こども園 園長
藤原 安

